

DPC方式のQ&A

Q1: 現在入院中ですが、4月1日以降に退院する場合はどうなりますか？

A1: 4月1日以降に入院をされた方が対象となります。

Q2: 診断された病名が同じなら、医療費も同じですか？

A2: 診断された病名が同じでも、入院期間、治療の内容、違う病気を併発している場合などで、1日あたりの医療費が違うことがあります。

Q3: 高額療養費の取り扱いはどうなりますか？

A3: 従来どおり、高額療養費の取り扱いについては変更ありません。
申請については、保険証を発行している所(保険者)にご相談ください。

Q4: すべての入院患者様がこの制度の対象となるのですか？

A4: 基本的には、一般病棟(東3階・西3階病棟)に入院されている患者様がDPC方式の対象になります。

以下の場合には従来通りで変更ありません。

- ・回復期リハビリテーション病棟(4階病棟)・亜急性期病床・療養病棟へ入院される方
- ・自賠責・労働災害・公務災害の診療による入院
- ・入院後24時間以内に亡くなられた患者様
- ・治験の対象となった患者様

等

Q5: 特定疾患(公費)は適用されますか？

A5: 特定疾患(公費)の病名が、入院の主たる治療目的である場合は、公費の適用になります。

Q6: 入院中に他の医療機関へ受診することは出来ますか？

A6: 当院入院中にかかりつけの医院、病院へ定期受診される場合やご家族が代理でお薬の処方を受け取られる場合など、必ず事前に主治医、病棟看護師にご相談頂き指示に従ってください。
原則として入院中は、他の医療機関へ受診することは出来ません。

※ご不明な点がございましたら、お気軽に1階入院受付窓口までお尋ねください。